

利用者負担額の改定についての検討（都新制度）

平成 31 年 4 月 25 日

竹内幹<sup>1</sup>

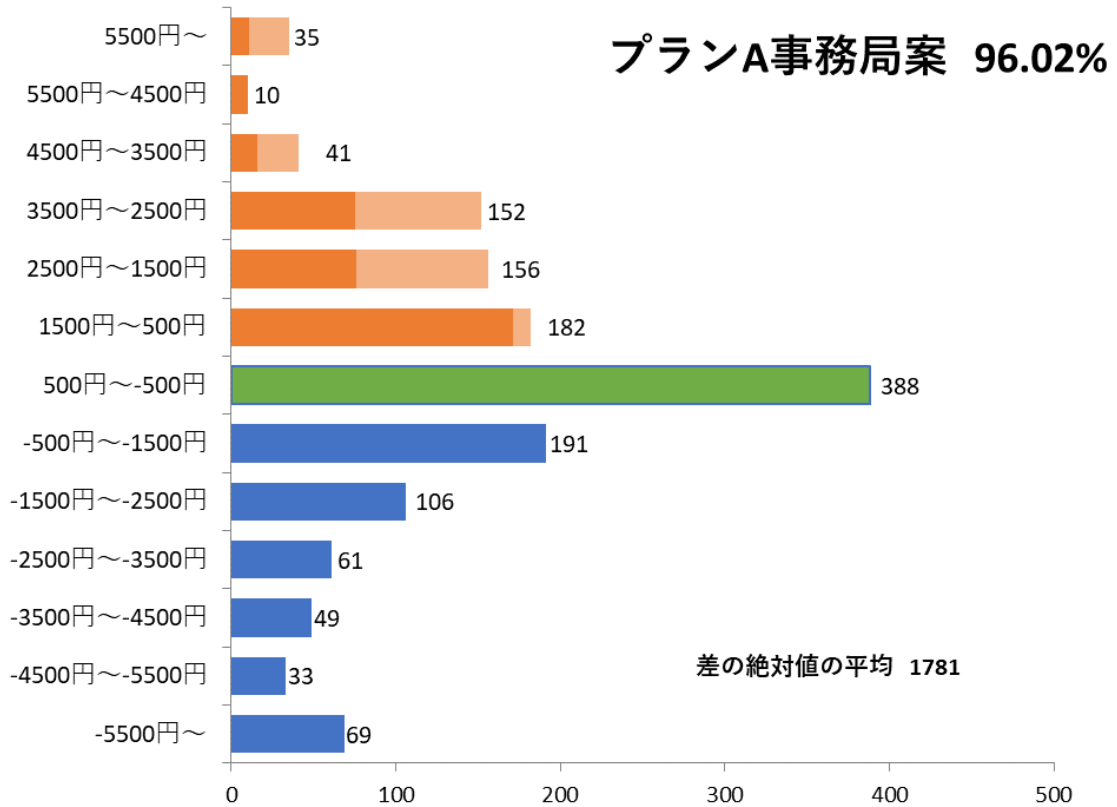


図 1：プラン A（②事務局案）で負担額を再計算したときに生ずる負担の増減金額の分布

注：負担増の棒で薄い色となっているのは、過程エの「D 17 階層以上の負担額を適正化」したことによって値上がりが生ずる児童数を表している。

差の平均	差の絶対値の平均	値上がり分のみ平均
-108	1973	1997

<sup>1</sup> いずれも検討のための試算ですので、誤差も含まれますし、や計算ミスなどの可能性を完全に排除するものではありません。

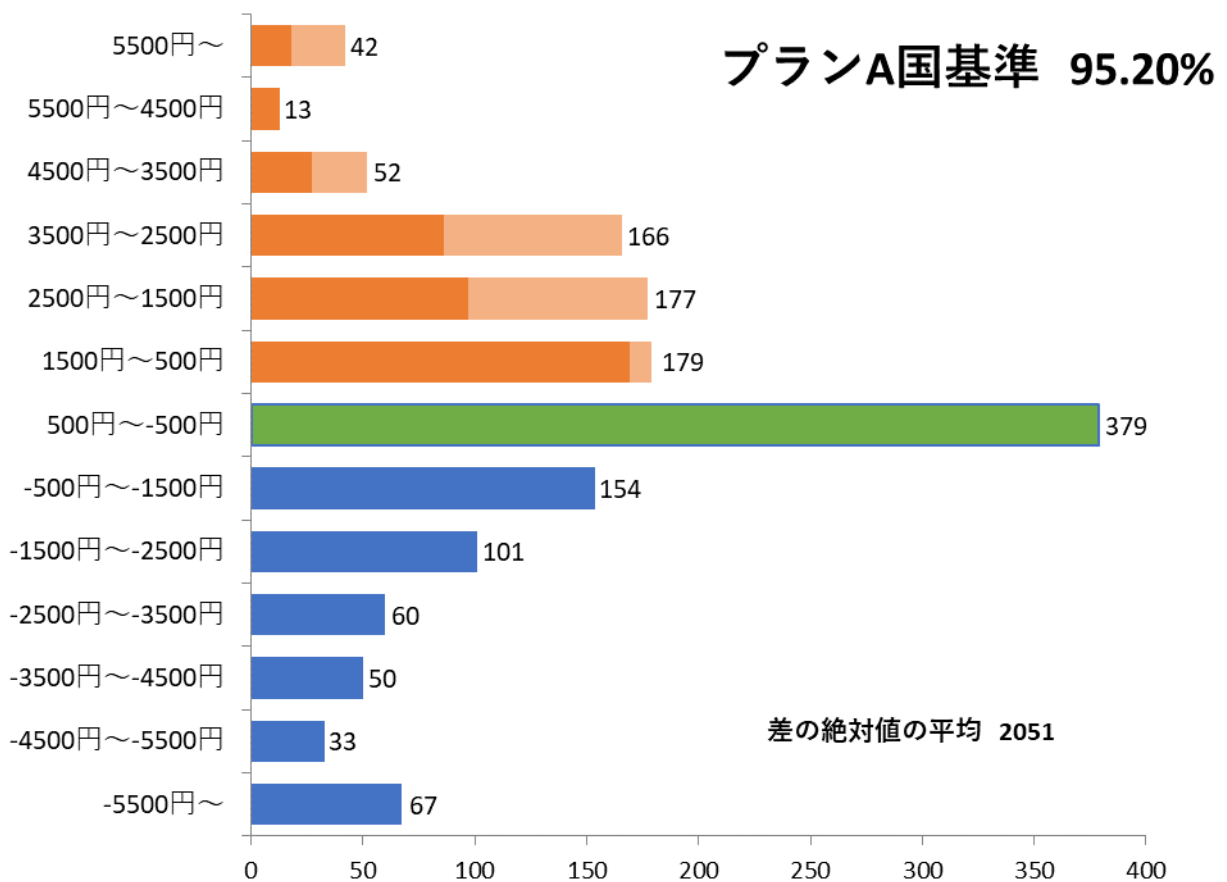


図2：プランA（①国基準 子の数は考慮しない）で負担額を再計算したときに生ずる負担の増減金額の分布

注：負担増の棒で薄い色となっているのは、過程エの「D 17 階層以上の負担額を適正化」したことによって値上がりが生ずる児童数を表している。

差の平均	差の絶対値の平均	値上がり分のみ平均
66	2051	2090

]

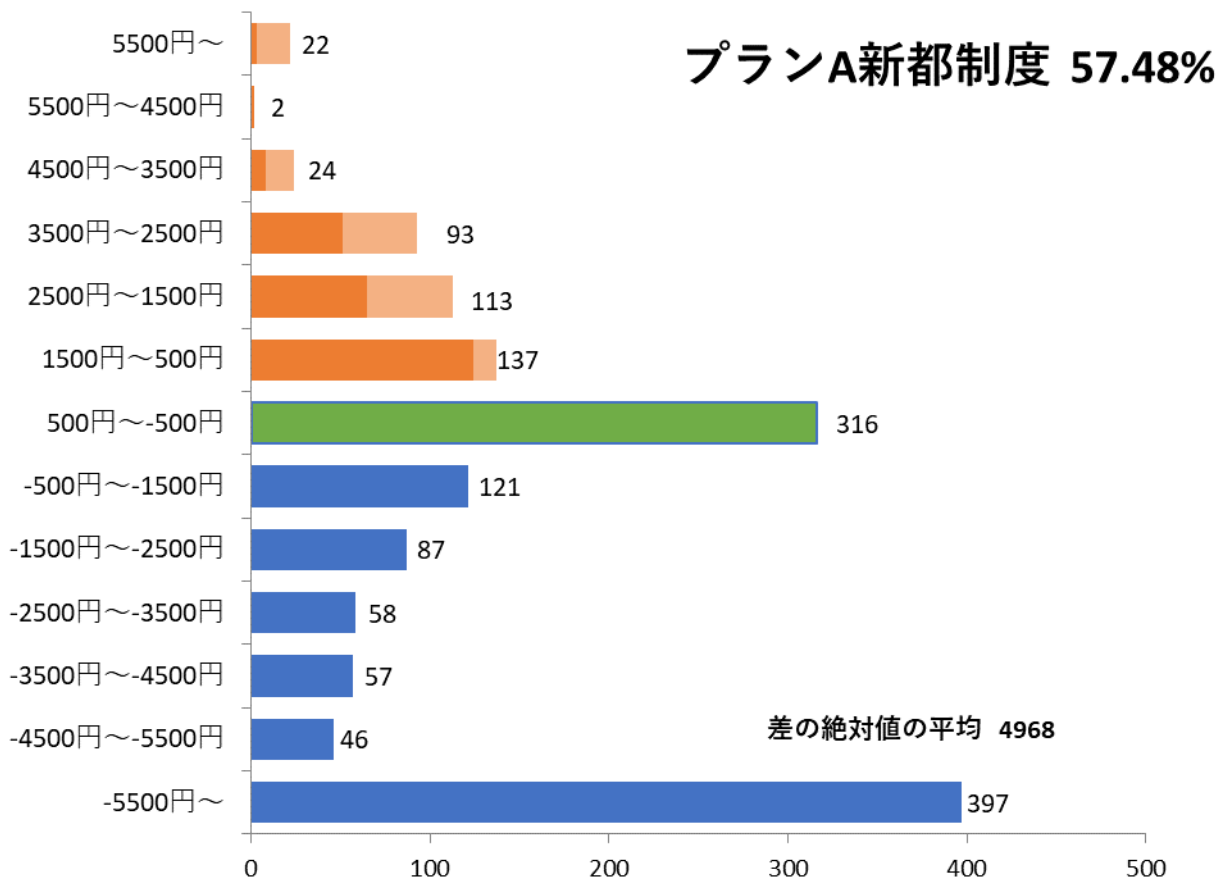


図3：プランA（①国基準 子の数は考慮しない+都新制度）で負担額を再計算したときに生ずる負担の増減金額の分布

注：負担増の棒で薄い色となっているのは、過程エの「D17階層以上の負担額を適正化」したことによって値上がりが生ずる児童数を表している。

差の平均	差の絶対値の平均	値上がり分のみ平均
<b>-3772</b>	<b>4968</b>	<b>1835</b>